

丹波篠山市広告掲載基準

平成21年3月30日

(趣旨)

第1条 この基準は、丹波篠山市広告掲載要綱（平成21年3月30日要綱第23号）第4条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現については、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、合理的な範囲で別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 各種法令に違反しているもの
 - (2) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
 - (3) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - (4) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の事業者
 - (5) 社会問題を起こしている業種や事業者
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
 - (7) 消費者金融
 - (8) たばこ
 - (9) ギャンブルにかかるもの
 - (10) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
 - (11) 特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
 - (12) 不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの
 - (13) 占い、運勢判断に関するもの
 - (14) 興信所、探偵事務所等
 - (15) 債権取立て、示談引き受けなどをうたったもの
- (掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

- イ 法律で禁止されている商品及び無認可商品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他をひぼう、中傷または排斥するもの
- エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- カ 社会的に不適切なもの
- キ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤解を招く表現
- イ 射幸心を著しくあおる表現
- ウ 虚偽の内容を表示するもの
- エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- オ 国家資格等に基づかないものが行う療法等
- カ 責任の所在が明確でないもの
- キ 広告の内容が明確でないもの
- ク 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスを推奨、保証、指定等しているような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
- イ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- ウ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- エ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(ホームページに関する基準)

第6条 広告主のウェブページにリンクする広告（バナー広告等）に関しては、市のホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告のリンク先である広告主のウェブページの内容についても、ウェブページの性質上、可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、この基準の全部又は一部を準用することができる。

(業種ごとの基準)

第7条 広告媒体を所管する部局は、掲載の都度、次の各項目に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表示内容等を審査する。このとき、各業種や商品・サービスについて、必要な許可・免許等の有無、業界団体等への加盟状況、広告表示関連法令等の違反の有無について不明な点は、広告を掲載する事業者又は広告を取り扱う広告代理店に確認をするものとする。また、医療、老人保健施設、選挙、墓地、古物商・リサイクルショップ等に関するもの又は消費者関連法に抵触するおそれのあるものについては、関連法令所管行政庁に相談するものとする。

1 病院、診療所、助産所

広告できる事項は、医療法第6条の5及び6条の7、関連法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定に反しないこと。

2 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

3 薬局、薬店、医薬品、医療部外品、化粧品、医療器具

薬事法第66条から第68条の規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

4 健康食品、保健機能食品、特別用途食品

健康増進法第32条の2、薬事法第68条、食品衛生法第20条並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

5 介護保険法に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等

(1) サービス全般について（老人保健施設を除く）

ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

イ サービスを利用するにあたって、著しく有利であると誤解を招くような表示はできない。

(2) 有料老人ホーム

ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守すること。

イ 公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示及び同表示の運用基準に抵触しないこと。

(3) 有料老人ホームの紹介業

利用にあたって、著しく有利であると誤解を招くような表示はできない。

(4) 介護老人保健施設

介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は広告できない。

6 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士等

各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。

7 旅行業

旅行業法第12条の7及び8並びに旅行業更正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。

8 通信販売業

特定商取引に関する法律第11条及び第12条並びに同法施行規則第8条から11条の規定に反しないこと。

9 古物商、リサイクルショップ等

(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

(2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

1 0 不動産事業

不動産の取引に関する広告の場合は、「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うものとする。

1 1 募金等

厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。

1 2 規制業種の企業等による規制業種に関するもの以外の内容の広告

第4条で定める規制業種に該当する企業等による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

1 3 その他、表示にあたって注意を要すること

肖像権、著作権について、無断使用がないか確認をする。